

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1 教育研究に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 入学者選抜の改善

- ・入試課において、入学試験運営委員会などを運営し、全学的な入学者選抜の企画・推進を図る。
- ・明確化した教育理念・目的、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等を入学者選抜要項等に記載するとともに、ホームページ等により引き続き広く周知を図る。
- ・学部入学者選抜については、学部の特性に応じて、推薦入試や海外から帰国した生徒、社会人、障がい者、外国人などを対象とした特別選抜入試を実施する。また、工学部（3学科）において、AO（アドミッション・オフィス）入試を実施する。
- ・学部の特性に応じて、短期大学や高等専門学校、四年制大学からの編入学制度を実施することとし、工学部及び人間社会学部において3年次編入学試験を、看護学部及び総合リハビリテーション学部において2年次編入学試験を実施する。
- ・大学院入学者選抜については、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫するほか、社会人や外国人等の特別選抜入試を実施し、優秀な学生の受入れを促進する。

② 教育内容の充実・改善

ア 学部教育

(ア) 全学共通教育

- ・総合教育研究機構において、全学を対象とした共通教育科目（教養科目、基盤科目）や専門基盤科目（専門基礎科目）を開講するとともに、看護学部、総合リハビリテーション学部において、専門基盤科目（専門支持科目）を開講する。また、新カリキュラムに関する検討を開始する。
- ・教養科目では、学際的・総合的な判断能力、知的探究心や独創性、倫理観や人権意識などを養うため、現代的、人類的なテーマを設定し、複数の講師が担当する科目や討論・発表中心のゼミナール科目を開講する。
- ・基盤科目では、外国語科目、一般情報科目、健康・スポーツ科学科目など、基礎的な知識の技術を習得する科目を開講する。
- ・理科系と医療系の学生に対して専門科目の基礎となる専門基盤科目を開講するとともに、新入生に対する専門基盤科目受講のための補習講義を継続して実施する。また、学習支援のプログラムを提供して学生の自主的学習を支援する。
- ・教育職員免許状、司書・司書教諭資格、学芸員資格に関わる資格科目を開講する。教職課程については、各科目の履修状況と達成度及び学習課題の把握のための履修カルテを22年度入学生より実施する。

(イ) 専門教育

- ・全学共通教育と専門教育の相互補完関係を明確にした履修モデルを入学生に説明する。また、大学院への進学者が多い工学部、生命環境科学部、理学部において、博士前期課程との連続性を考慮したカリキュラムをもとに、一貫教育を展開する。
- ・従来の講義型科目に加えてプロジェクト企画型や討論・発表型科目などを展開する。

工学部においては、デザイン型科目（創成型科目）を1年次の専門教育として実施するとともに、2年次以降もデザイン能力、創成能力を育成するための実験・実習・演習などの科目を実施する。特に、基礎領域および専門領域における思考力ならびに企画力をグローバルな視点から育成する教育を推進する。

生命環境科学部においては、実験・実習室を整備し、実験・実習科目の充実をはかり、課題発見や問題解決能力、創造性等の涵養に努める。

理学部においては、課題発見、解決方策の立案、遂行と続く試行錯誤的な問題解決へのプロセスを体験させるとともに、討論や発表を重視した総合演習などの科目を3・4年次に開講する。

経済学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として、各種ゼミナールを全学年で開講し、これらの成果を最終的には卒業論文の作成に生かすとともに、研究領域に応じて、学外の研究会・学会への参加、他のゼミとの討論会などを行う。また「質の高い大学教育推進プログラム」として、「販売現場に密着した問題発掘型スタディーズ」に引き続き取り組む。

人間社会学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として演習科目を主として2年次以降に開設し、卒業論文に結実させる。また、課題発見とその解決の能力を育むプロジェクト企画型の科目として、前年度に引き続き、「堺・南大阪地域学Ⅲ」「堺・南大阪地域学Ⅳ」を開講する。

看護学部においては、演習科目で事例研究など参加型授業等の展開を図る。また、eラーニング科目「看護援助論」において、事例学習用のeラーニング教材を活用し、参加型授業を行ない、看護問題解決能力および批判的思考を育成する。

総合リハビリテーション学部においては、臨床実習などの科目において、事例研究の発表・討論を行うなど参加型授業等の展開を図る。また、総合リハビリテーション論演習では、学生が学科を超えて症例について検討し、発表を行う等、参加型授業の展開をさらに充実させる。

- ・学外実習を実施する。

工学部においては、学外実習を伴うインターンシップを正規の授業科目として実施するとともに、JICAと協力してベトナムハロン湾の環境保護および浄化のための学外実習に学生を派遣することを検討する。

生命環境科学部において、生物情報科学科、植物バイオサイエンス学科および緑地環境科学科では、インターンシップ科目開設や植物防疫所見学などの学外実習を実施する。また獣医学科においては、大阪府環境農林水産総合研究所の協力のもとに牧場実習を実施する。

経済学部においては、大学生活協同組合と協力し、基礎ゼミ C の授業において販売体験・事業企画などの学外実習を実施する。また専門ゼミなどで工場見学など学外実習を実施する。

人間社会学部の社会福祉学科においては、社会福祉実習、精神保健福祉援助実習などの学外実習を実施する。

看護学部においては、各領域における基本実習、応用実習、助産学実習を大阪府立病院機構を中心とした病院等で実施する。

総合リハビリテーション学部においては、「臨床実習病院」の認定制度など、地域と連携した臨床実習システムを活用した学外実習を実施する。さらに、臨床実習施設と実習期間を拡充し、学外実習の充実を図る。

・学部3年（獣医学科4年）の在学で大学院に進学できる制度（飛び入学）を実施する。また、学則（平成20年4月1日施行）の規定に基づく、学部3年での卒業を認める制度（獣医学科を除く）について、理学部及び人間社会学部で実施するとともに、その他の学部においても実施について検討する。

・日本技術者教育認定機構（JABEE）の実施する教育プログラムの認定取得について、工学研究科においては、大学改革の動きを考慮して慎重に検討する。

生命環境科学研究科においては、認定取得の必要性等について検討する。その一方で、卒業後の専門技術者としての国際的な通用性を確保するため、カリキュラムの統合・新設による充実化を図るとともに、外国人講師の導入に取り組む。さらに、緑地環境科学科において在外研究員派遣制度を積極的に活用し、その成果を教育に反映する。

・専門職種に関する国家試験について合格率の上昇を図る。

生命環境科学部においては、獣医師国家試験合格率95%を目標とする。

人間社会学部においては、社会福祉士国家試験合格率70%、精神保健福祉士国家試験合格率90%を目標とする。

看護学部においては、看護職（保健師・助産師・看護師）の国家試験合格率100%を目指す。

総合リハビリテーション学部においては、理学療法士および作業療法士、管理栄養士国家試験合格率95%を目標とする。

イ 大学院教育

（ア） 博士前期課程

・学部専門教育との連携を保ちながら、専門分野に関する高度な専門知識や関連学問分野に関する幅広い専門知識を教授する。

工学研究科においては、学部教育で行っている科目を基礎にして、専門的知識を教授するための「特論」科目を設定するとともに、幅広い専門知識を習得させるために、「特別演習」科目を各学年に開講する。

生命環境科学研究科においては、学部での基礎的専門教育との連携を保ちながら、高度な専門知識を教授するとともに、各分野における幅広い知識を修得させるために、「ゼミナール」科目を各学年に開講する。

理学系研究科においては、広範な専門分野において専門科目を開設し学生自身の専門分野だけではなく、その関連分野の科目も受講させることにより、幅広い専門知識を教授する。また、多様な専門分野に属する多くの外国人教員を招聘し、平成20年度より開設した「サイエンスコミュニケーション」のより一層の充実を図る。

経済学研究科においては、高度な専門知識を教授するとともに、学部との連携を考慮し、より幅広い専門知識を修得させるために、主要分野について「基礎講義」を開講する。

人間社会学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、オムニバス方式の科目を設定するとともに、指導教員による「演習」と「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。

看護学研究科においては、幅広い知識や方法論を教授するため「理論看護学」「看護学研究法」などの基礎教育と、高度な専門知識を修得させるための特論、援助特論、演習等の専門教育を実施する。

総合リハビリテーション学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、基礎支援科目およびオムニバス方式の「特論科目」を設定するとともに、「特別演習」、「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。

- ・専門的課題についての研究能力を高めるとともに、論文執筆能力を培う。

工学研究科においては、指導教員による個別指導の下で、各専攻に設けられている「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う指導を行うとともに、「特別演習」により、学術論文や技術資料等の調査・分析能力、さらには論文執筆能力を培うための指導を行う。

生命環境科学研究科においては、大講座制の利点を生かした複数指導体制の下で、修士論文作成のための個別の研究テーマを設定して総合的な研究能力の向上を図る。また、「研究実験」「特論」等を開講し、研究を展開するために必要な調査、分析、論文作成能力等を養成する。

理学系研究科においては、指導教員による個別指導の下、「特別研究」を通じて問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。また、「特別演習」で研究資料の調査・分析能力、発表能力、論文を執筆する能力を高める指導を行う。必修科目の「サイエンスコミュニケーション」を通して、英語運用能力を向上させ、国際的視野を養う。

経済学研究科においては、指導教員による「演習」と複数の教員による「論文演習」を通じて、自らの研究を発表する能力、他の学生の発表を理解し批評する能力、論文を執筆する能力を高める。

人間社会学研究科においては、指導教員による「演習」を通じて研究能力、論文執筆能力を高めるとともに、言語文化学専攻における「言語文化学特別研究」「言語文化学特別演習」、人間科学専攻における「学際現代人間論演習」「心理学研究法特論」、社会福祉学専攻における「社会福祉共同研究特論」などの科目を通じて、研究方法とその応用能力を修得させる。

看護学研究科においては、「理論看護学」「看護学研究法」などの基礎教育により、専門的課題についての調査・分析能力を培い、専門教育の「特別研究」において、論文執筆能力を高めるための個別指導を行う。

総合リハビリテーション学研究科においては、指導教員による「特別演習」を通じて、学術論文や医学、医療資料等の調査・分析能力、さらに論文執筆能力の向上を図るとともに、「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。また、総合リハビリテーション学研究方法論Ⅰ、Ⅱ、臨床支援研究方法論Ⅰ、Ⅱなどの基礎支援科目を開講し、さらに強化する。

- ・日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力の向上を図り、学術報告の発表や討論を行う能力を培う。

工学研究科においては、国内外の学会における発表などを通して発表能力を高めるとともに、発表練習を通じて、英語、日本語のコミュニケーション能力の向上を図る。また、工学研究科で実施するアンケート結果を反映させ、全科目の25%以上の科目で英語による授業を実施する。さらに、外国語によるコミュニケーション能力に関するモチベーションを向上させるため、全分野において、TOEIC等の外部試験結果を英語の成績とする制度を継続する。

生命環境科学研究科においては、「プレゼンテーション」等の科目により、課題研究についての実験計画や途中経過を英文でまとめて発表し、討議させることにより、プレゼンテーション能力を高める。また、国内外の学会発表や国際会議への参加を推奨する。

理学系研究科においては、修士論文発表会やその中間報告会を各研究室や各専攻において開催し、発表する能力、発表を理解し批評する能力を培う。また、国内外の学会における発表や研修会への参加を推奨する。高度な外国語でのコミュニケーション能力の向上を図るため、招聘外国人研究者による講義、ゼミナールを実施するとともに、各専攻を訪問する外国人研究者による学術講演会を開催する。さらに、平成20年度より開講している「サイエンスコミュニケーション」の履修を通して、より一層の外国語によるコミュニケーション能力を培う。

経済学研究科においては、「外国文献研究」などの科目を通じて、英語能力を高める。また、「演習」、「論文演習」科目や授業以外でも、研究会や学会への参加を奨励することにより、コミュニケーションや討論の能力を高める。

人間社会学研究科においては、社会福祉学専攻や人間科学専攻現代人間社会分野において、異なる専攻・分野の学生が共同で研究・討論を行う科目を設定する。また、大学院生の学会加入、学会発表を推奨するとともに、学会報告予定者の事前の学内報告会に教員・院生が参加し、学術報告・討論能力の向上を図る。また、フランスでの語学研修（フランス語）、韓国での語学研修（韓国語）、オーストラリアでの語学研修（英語）を引き続き実施する。

看護学研究科においては、基盤教育、専門教育科目や「特別研究」における討論や発表などを通じてコミュニケーション能力を涵養するとともに、国内外の学会における発表を推奨する。さらに、マヒドン大学との提携によるエクスチェンジプログラムを通して国際性を涵養する。

総合リハビリテーション学研究科においては、前期課程 1 年次に修士論文中間発表会をすることにより、発表する能力や発表を理解し批評する能力を培う。また、国内外の学会における発表、特に国際会議の発表を奨励する。

- ・研究科・専攻の特性に応じ、高度な専門性が求められる職業に従事する人材を育成する。

経済学研究科においては、経営学修士（MBA）の養成コースで実践的な教育を展開する。また、サテライト教室（経済学専攻、経営学専攻）において、「戦略経営・法務」や「公共政策」学習プログラムを提供し、高度で実践的な教育を展開する。

人間社会学研究科では、平成 20 年度に日本臨床心理士資格認定協会から一種指定校の認定を受けたことをふまえ、臨床心理士育成のための実践的な教育を展開する。

看護学研究科においては、11 分野全てにおいて専門看護師（CNS）を育成する。また「家族看護学」において CNS 教育課程の認定を受ける。

(イ) 博士後期課程・博士課程

- ・専門分野に関する重要課題を認識し、普遍的価値のある問題を抽出し、それらを分析・総合・評価し、新しい知識を体系化する能力を養うために、すべての研究科において「特別研究」「特別演習」などの科目を開講する。また、優れた学術論文を執筆できるよう、充実した論文指導を行う。
- ・異文化に対する理解とコミュニケーション能力の向上を図り、国内外の学会、国際会議において論文発表や研究討論を行う能力を培う。このため、海外から著名な研究者を招聘し、講演会や討論の機会を増やすとともに、国際会議や学会での発表を奨励する。
- ・他分野の研究に対して視野を広げ、独創的な学問分野を開拓する能力を培うために、他分野の科目も履修できるようにする。

③ 多様な教育・履修システムの構築

ア 学部教育

- ・学部 1 年次から専門科目を開設するなど、学生の学習意欲を喚起するための方策を実施する。

工学部においては、1 年次から専門科目を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。また、学生実験用設備の刷新を行い、学生の勉学意欲を向上させる。

生命環境科学部においては、1 年次に少人数グループ編成による入門実習・ラボ演習や獣医学概論等の動機付け科目を開講するとともに、生化学、有機化学等の専門基礎科目を開講する。

理学部においては、1 年次から専門科目等を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。

経済学部においては、1年次から「ミクロ経済学入門」「経営学」「簿記論」などの専門科目を開講するとともに、学生の積極性を養うため少人数による「基礎ゼミナール」を開講する。

人間社会学部においては、1年次から専門科目として入門科目、概論科目、原論科目等を開設し、科目の特性に応じて少人数編成を図る。

看護学部においては、1年次から専門科目を開設し、演習・実習科目では、eラーニング教材を活用して、少人数教育により学生の主体的・意欲的な学習を促進する。

総合リハビリテーション学部においては、1年次から専門科目、実習科目を開設するとともに、講義・実習を少人数により実施する。また、1年次から臨床実習の事例研究報告会や卒業研究発表会へも参加させ、学習意欲を喚起する。

さらに、携帯メールの活用による基礎学力の向上を図る。

総合教育研究機構においては、教養科目（教職科目等を除く）及び初修外国語科目を少人数編成により開講する。また、教養ゼミナール科目（一部の科目の除く）では、少人数編成により開講して、細やかな指導を実施すると共に、討論や発表などを積極的に取り入れた双方向型の授業を展開する。

- ・総合教育研究機構が実施する「初習生物」「初習物理」において、リメディアル教育（補習教育）を実施する。
- ・大阪市立大学、大阪商業大学及び南大阪地域大学コンソーシアム加盟大学等14大学、並びに大学コンソーシアム大阪加盟大学のうちの35大学と単位互換制度を実施する。また、連携大学数の拡充を目指す。
- ・工学部、生命環境科学部、理学部及び人間社会学部において、インターンシップを正規の授業科目として実施する。

経済学部においては、授業にインターンシップの要素を取り入れ、さらに発展させた販売体験・事業企画型の授業を行う。

イ 大学院教育

- ・特別講義等の科目やオプションコースの設定などにより、先端的な研究成果を大学院教育課程に反映させる。

工学研究科においては、「21世紀 COE プログラム」に対応する履修モデル「資源循環科学・工学コース」を継続し充実させる。

生命環境科学研究科においては、バイオマス資源の循環、動物バイオテクノロジーなどの「特別講義」を開講する。

理学系研究科においては、先端的研究に従事している研究者を招聘し、短期集中形式の「特別講義」を開講する。

経済学研究科においては、「特別研究」や「演習」を活用して、先端的な理論や実践活動を教授する。また、授業以外に教員を中心メンバーとする研究会に参加させて、より高度な研究を促す。

人間社会学研究科においては、「特殊講義」などの科目を通じて先端的な研究成果を大学院教育課程に反映させる。また、共同研究プロジェクトへの参加を奨励する。

看護学研究科においては、「看護学研究法演習」と「看護学研究方法論演習」を引き続き正規授業科目として開講する。また、保健医療の現場で地域社会に貢献できる CNS の養成を 11 分野で行う。

総合リハビリテーション学研究科においては、先端的研究成果や実践成果を教授する「特定講義」を、短期集中形式で引き続き開講する。

- ・工学研究科、生命環境科学研究科において、連携大学院制度を実施する。
- ・経済学研究科のサテライト教室（博士前期課程）において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを開講する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。また、森之宮サテライト教室及び中之島サテライト教室を活用し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。
- ・全学部において、講義・演習・実習などティーチング・アシスタント制度（T A）の積極的な活用を図る。また、リサーチ・アシスタント制度（R A）についても、プロジェクト研究等において活用を図る。

④ 適切な成績評価等の実施

- ・G P A (Grade Point Average) 制度の趣旨を学生に周知するとともに、履修指導、早期卒業の要件等に活用する。また、学生自身が学習の達成度を評価できる仕組みとして、学生ポートフォリオの導入について引き続き検討する。
- ・特に成績が優れた学生には、表彰、大学院進学推薦や飛び入学資格の付与などを行う。
- ・指導教員や学生アドバイザー等によるきめ細かな学習指導、生活指導を行い、新入生については、成績を保護者にも通知し、学生の学習状況について保護者の理解を深める。さらに、学習指導・生活指導の成果が上がらず、G P Aによる評価が低い学生に対しては、学生アドバイザー等による学習指導を徹底する。

⑤ 適正な学生収容定員の検討

- ・本年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。
- ・教育研究組織のあり方（学部・学科等再編を含む）や適正な学生収容定員について、現在進めている大学改革の検討結果を次期中期目標・中期計画に反映する。

(2) 研究水準等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の水準

- 各教員やグループは、それぞれの研究目的、計画、内容、成果などを積極的にホームページに掲載する等、研究活動の公開に努めるとともに、各部局においては、その特性に応じて、学術誌の評価を活用し、より高い水準の学術誌により多くの学術成果を発表するよう努める。また、学長及び部局長裁量経費の活用により、特色ある教育研究や質の高い教育研究を積極的に推進する。
- 学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

工学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表については、研究水準の維持・向上を図るとともに、件数については教員一人あたりの発表件数の向上を図る。

生命環境科学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、前年度と同レベルの水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

理学系研究科においては、教員一人当たり原著論文（査読された欧文論文に限る）の発表件数の増加を目指すとともに、その質の向上を図る。

経済学部においては、学術論文・学術書及び学術講演・学会発表について、前年度の水準を維持し、さらに向上を図る。

人間社会学部においては、学術論文の発表および学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

看護学部においては、学術論文発表・学術講演・学会発表については、前年度と同じレベルの水準の維持・向上を図る。

総合リハビリテーション学部においては、教員一人あたりの学術論文発表について2.2報を目指す。また、学会発表については、前年より増加を目指す。

総合教育研究機構においては、教員一人あたりの学術論文及び学術講演・学会発表について、前年度と同じレベルを目指す。

② 大学としての重点的な取組

- 教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長（学長）のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。
- 工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、21世紀科学研究機構、産学官連携機構において、IT、ナノ、バイオ、環境などの研究について、重点的・持続的な推進を図る。特に環境問題については、21世紀科学研究機構のエコ・サイエンス研究所、資源循環工学研究所、エコロジー研究所、植物工場研究センター、EV開発研究センターにおいて、全学的な取り組みを先導する。
- 産学官連携機構において、20年度及び21年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究の推進を図る。
- 学際あるいは分野横断型研究や大学としての戦略的研究を推進するため、21世紀科学研究機構各研究所の研究の充実を図るとともに、その研究成果を公表する。

- ・国等の補助金獲得のため、国からの情報の収集に努めるとともに、広く学内に情報提供を行う。また、学内G P制度を継続し、補助金獲得に向けた学内の取組みを支援する。

21世紀C O Eプログラムに採択された「水を反応場に用いる有機資源循環科学・工学」の研究を、引き続き大学独自で推進する。

また、これまで文部科学省等の国プロジェクトに採択された、

- ・看護学研究科「がんプロフェッショナル養成プラン」
- ・理学系研究科「ヘテロ・リレーションによる理学系人材育成」
- ・経済学部「販売現場に密着した問題発掘型スタディーズ」
- ・生命環境科学部「動植物系教育融合による食の教育プログラム」
- ・科学技術振興調整費2件（「地域の大学からナノ科学・材料人材育成拠点」及び「地域・産業牽引型高度人材育成プログラム」）
- ・国際協調力を持つ環境人材育成のための教育プログラム開発事業
- ・先進的植物工場施設整備事業
- ・モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業

など、国のプロジェクトに適合した戦略拠点プロジェクト研究を推進するとともに、プロジェクトの新規採択を目指す。

③ 成果の社会への還元

- ・产学官連携機構を核として、民間企業や公的機関等との共同研究やライセンス移譲、地域の抱える課題に対する大阪府や府内自治体との連携を推進する。
- また、大学のシーズ紹介フェア、产学官連携シンポジウムをそれぞれ年1回開催するとともに、他機関による技術マッチングフェア等への参加を年間20件程度実施する。
- ・総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて、環境、科学、文化、健康など府民ニーズの高い公開講座（46講座）を実施する。
- ・教員業績評価基本方針に基き、社会貢献面の具体的な評価内容を検討し、平成23年度からの業績評価制度の導入を決定し、周知する。

（3）教育研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教育研究体制の充実

- ・大学院研究科の部局化を一定の基準のもとで推進するため、教員の博士号の取得率や学生の大学院進学率の向上を図るなどの取組を行う。また、大学院博士課程（後期）への進学を促進し、研究活動の高度化・活性化を図るため、経済的負担軽減方策を実施する。
 - ・総合教育研究機構において、学部・研究科の協力のもと、質の高い全学共通の教養・基礎教育等を展開する。
 - ・21世紀科学研究機構において、学部・研究科さらには大学の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進するとともに、产学官連携機構および21世紀科学研究機構において、産学官共同研究やプロジェクト研究を積極的に推進する。
- 学部・研究科においては次の取組を行う。

工学研究科においては、工学研究科リエゾンオフィスを中心として、学内シーズの発信を積極的に行い、インセンティブ方策の活用などにより、外部資金の獲得の増加を目指す。また、他大学との連携および学内他部局との連携を強化するとともに、分野横断型の研究プロジェクトを実施する。

生命環境科学研究科においては、国内外から客員教員等を受け入れて共同研究を推進するとともに、連携大学院の制度などを活用して、府立研究機関及び民間企業とのプロジェクト型の共同研究などを推進する。

理学系研究科においては、当該研究を実施する教員について学部運営業務等の負担軽減を図り、国際的な共同研究及びプロジェクト研究を積極的に推進する。

経済学部においては、学会や研究会を通じて研究者間の交流を進めるとともに、学部長裁量経費を活用して共同研究やプロジェクト型の研究を推進する。

人間社会学部においては、学部長裁量経費を活用し、教員・研究者間の交流や共同研究・プロジェクト研究を促進する。

看護学部においては、実習病院との共同研究や療養学習支援センターにおけるプロジェクト研究を実施する。

総合リハビリテーション学部においては、情報交換会「総合リハビリテーション学セミナー」を開催し、学内外の共同研究、プロジェクト型研究を推進する。

総合教育研究機構においては、プロジェクト型研究を支援するとともに、国外や学内外の研究者との共同研究を積極的に推進する。

- ・ティーチング・アシスタント制度（T A）やリサーチ・アシスタント制度（R A）、博士研究員（ポスドク）制度など、大学院生や若手研究者の活用を図る。

② 全学教育研究組織の確立

ア 総合教育研究機構

- ・共通教育部門において、全学共通の教養・基礎教育の実施や資格科目の提供について、共通教育専門委員会で協議し、学部・研究科の協力を得て、その充実を図る。
- ・高等教育開発センターにおいて、学部・研究科と調整の上、教育改革専門委員会と連携し全学的な教育改革を推進する。授業アンケートを実施し、授業評価の適切な手法を検討する。また、相互授業参観制度(ピア レビュー)、新任教員F D研修、F Dワークショップ、F Dセミナーの実施など多様なF D活動に取り組み、全学の教育内容の改善と教員の教育力の向上を図る。さらに、4大学の連携による大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムにおいて、学士課程教育質保証システム（IRネットワーク）の構築を行っていく。

これに加え、ICT（Information and Communication Technology）を活用して個々の教員の授業と学生の学習を支援するとともに、学術情報センターと協力して、教育効果の測定と教育の改善を図ることが可能となるような新たな有機的システムの構築を行う。

総合教育研究機構においては、科目グループごとの FD 活動を進めるために各教室（科目グループ）での FD 研修を実施する。また特色 GP プログラム「大学初年次数学教育の再構築」（19～21 年度）における取組を継続し、学生の授業時間外の学習支援機能を強化するとともに、数学基礎学力調査等の結果をもとに本プログラムの効果を検証し、現状の学生に適したカリキュラムの作成を検討する。さらに、6 大学の戦略的大学連携支援事業における「キャリア教育・FD 委員会」に引き続き参画し、その取組を推進する。

また、各学部・研究科においても、相互授業参観制度（ピア レビュー）の実施など FD 活動に取り組む。

- ・エクステンション・センターにおいて、学部・研究科の協力を得て、府民のニーズに対応した特色ある講座を体系的に提供する。また府民のニーズを把握するため、アンケート調査を引き続き実施し、新たな講座やテーマ、開催日や時間などの要望を集約して今後の方針を検討する。また、大学コンソーシアムで企画される連携講座にも参加するなど、多様な方法・ルートを利用して、大阪府立大学の公開講座を開催する。また、国プロジェクトに採択された 6 大学の戦略的大学連携支援事業による公開講座を開催する。

イ 21世紀科学研究機構

- ・部局化した 21 世紀科学研究機構において、引き続き学際的・部局横断的な挑戦的研究に取り組む研究所群の活動を支援するとともに、事務支援組織である 21 世紀科学研究機構室の充実を図る。

ウ 学術情報センター

○ 図書館機能の充実

- ・学術情報センター図書館は、学生の学習・研究支援と電子情報サービスなど総合図書館として機能の充実を図るとともに、羽曳野図書センターをはじめ学部等の図書館では、専門図書等の資料の充実に努める。また、学生等を中心に見据えた図書館サービスを最大限拡大して教育学習環境の整備を図るため、学術情報センター内の視聴覚室を自習用オープンスペースとして開放し、羽曳野図書センターにビデオ等視聴覚医療教材を導入して学生の教育に活用するなど、施設・設備およびサービス内容の検討を行う。さらに、理系図書館(仮称)の整備に向けて、関係部局との調整を図り、具体化を進める。
- ・所蔵図書を調査し、資料的価値を失った図書、Web 上で公開されている図書等の除却や、新刊書への買い換えなどの整理を行う。また、新刊書の選書において利用者のニーズを反映するとともに、学術雑誌のうち可能なものについては電子ジャーナルへの移行を図る。さらに、全学で共通して利用される参考図書などで、電子 Book として販売されているものの導入を進める。

○ 情報システム機能の充実

- ・キャンパスネットワークシステム、統合認証システム、統合運用管理システム及びポータルシステムを基盤システムとし、業務用及び教育用を統合した統合情報システムの運用管理を行い、教育研究における積極的な活用及び業務の適正化、効率化を図る。また、次世代情報システムの構築に向けて、現行運用・利用マニュアルなどを整備、充実する。さらに、情報セキュリティポリシーに基づき、本学の情報資産の適正かつ安全な管理を図る。
- ・統合情報システムの運用を通じた技術的蓄積と、情報システム及び情報ネットワークに関する先端的な研究等の成果を効果的に結び付けて活用し、平成 23 年度供用開始予定の次世代情報システムを構築するとともに、現行統合情報システムからのスムーズな移行を進める。
- ・分離キャンパスにおける教育研究環境を整備・向上するため、遠隔講義（会議）システムの更なる利用促進に向けて、関係部局と連携して運用方法の普及に努める。

○ 学内外に開かれた情報拠点

- ・利用者サービスの向上を図るため、図書館利用オリエンテーションや電子ジャーナル利用者説明会等の実施やウェブサービスの周知・広報活動を充実し、電子ジャーナルアクセス件数の増加を図るとともに、次期図書館システムリプレイスを行う。また、本学の研究成果や活動を広く国内外に発信していくため、大阪府立大学学術情報リポジトリのコンテンツの充実、整備につとめるとともに、教員活動情報データベースと連携する。指定図書とシラバスの参考書との連携や、学生選書会議による学生のニーズを踏まえた図書の選定などにより、全学の図書館・図書室の貸出冊数の増加を図る。
- ・貸出冊数：目標 12 万冊
- ・電子ジャーナルアクセス件数：目標 35 万件
- ・学術情報センター図書館を生涯学習や学術情報の拠点として広く府民に開放するとともに、府立図書館との相互利用や府内公共図書館への貸出サービスを実施する。また、本学教員等の研究成果を大阪府立大学学術情報リポジトリにより公開する。貴重図書の展覧や図書館主催の講演会等を実施するとともに、ホームページや地域の広報誌の活用、公開講座やオープンキャンパスなどの機会を通じた積極的な P R を実施し、府民登録者数は年間 4,000 人程度を維持する。
- ・学術情報センター大ホールの活用を促進するため、ホームページやパンフレットなどを活用した積極的な広報に努め、公開講座や学生行事等の学内利用はもとより、広く府民の利用に供するように取り組み、利用回数が前年度より増加するように努める。

③ 学部・研究科附属施設の展開

- ・工学部の「生産技術センター」、生命環境科学部の「附属教育研究フィールド」及び「附属獣医臨床センター」、人間社会学部の「心理臨床センター」において、実験・実習施設として質の高い教育研究を目指す。

- ・研究成果の地域還元を図るため、人間社会学研究科の「女性学研究センター」等において、研究の促進や論集の発行、公開講座の企画などを行うとともに、看護学研究科の「療養学習支援センター」において、看護援助プログラムの実践・開発・研究を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・学生センターのワンストップサービス機能を充実するため、羽曳野キャンパス・りんくうキャンパスの学生事務部門との連携を図りつつ、学生への支援を実施する。さらに、学生の福利厚生面の向上のため、大学生協と定期協議を行い連携のあり方を検討する。

また、WEB学生サービスセンターを活用し、学生支援をより一層充実する。

○ 学習相談、生活相談、健康管理

- ・学生センターに設置した「学生総合相談室」を活用し、学生の日常的な相談に対応するとともに、WEB学生サービスセンターで、学生からの心の相談を含め、メールでの各種相談に対応していく。また、各教員が実施する「オフィスアワー」の情報をホームページで公開し、学生への周知を図る。さらに、学生アドバイザーとの緊密な連携を図り、学生へのきめ細かなサービスの提供に努める。

- ・平成21年度に発足した健康管理センターについて、なかもずキャンパス健康管理センター分室の移転整備を図る。

- ・クラブ顧問の教員や学生委員、学生アドバイザー、文化部連合、体育会とも連携しながらクラブの活性化に取り組むとともに、活動助成等積極的に支援する。また、留学（語学研修）に係る情報提供を行う。

住宅等の情報提供、セクシュアルハラスメント等の相談など、学生生活全般の相談サポートを行う。また、学生・教職員がボランティアについての理解と知識を深めるための活動拠点として、ボランティア活動について関心のある学生と連携し情報の収集・提供を行うとともに、地域との連携を図る。

- ・入学志願者等に対し、オープンキャンパスなどを積極的に展開する。高校等への訪問説明の実施、ホームページを活用した大学ガイダンスの案内や大学案内冊子の作成を行う。

また、関西圏以外の地域でも入試広報活動を行うとともに、地方入試の実施について具体化の検討を行う。

○ 経済的支援

- ・各種奨学金制度に関する情報をホームページに掲載するとともに、掲示板に掲示して提供する。また、アルバイトの情報についても、学内PCと掲示板を活用して提供する。さらに、電子情報掲示板などWEB学生サービスセンターの機能も活用して効果的な情報提供を図っていく。

- ・授業料の減額または免除の制度を継続実施するとともに、大学独自の奨学金支援等の充実について検討する。

○ 就職支援

- ・学生向けのキャリア・セミナーや保護者向けの進路ガイダンスを実施するとともに、他大学における低学年からのキャリア形成支援策について調査する。また、インターンシップについてガイダンスやホームページでの情報提供を充実する。さらに単位科目「社会インターンシップ」の支援を行うとともに、各学部で実施するインターンシップ（学外実習）について、ニーズ調査や実績把握を行う。
- ・卒業（修了）前の就職活動支援として、就職ガイダンス（年15回以上）の実施、個別就職相談およびフォロー講座の充実、内定学生による就職支援活動のサポートなど、きめ細かなサポートを行う。また、新たに進路を考える上での早期動機付けを目指したカウンセリングと適性検査機会を提供するとともに、合同企業研究会の規模拡大を図る。さらに、学生の英語力強化のため、学部生のTOEIC受験料を負担する制度を導入し、受験を奨励する。
国プロジェクトに採択された6大学の戦略的大学連携支援事業における「キャリア形成支援委員会」に参画し、「仕事塾」等の取組を推進する。
- ・商工会議所、大学コンソーシアム大阪や就職支援サービス企業などとの連携により、幅広い就職関連情報の収集に努めるとともに、企業等への訪問などによる大学のPR活動を積極的に行う。また、大学ホームページにおいて就職関連情報を充実するとともに、「求人情報検索システム」について学生へ周知し、活用を促進する。さらに、学内PCの増設により、就職情報提供体制の充実を図る。
- ・内定取得状況を早期に把握できる体制づくりを行い、内定未取得の学生に対するカウンセリングや卒業年次生向け合同企業研究会を開催するなど、就職支援の取組みを充実して、就職希望学生のほぼ100%の就職率を目指す。

○ 留学生、障がいのある学生への支援

- ・留学生に対して、宿舎のあっせんなどの生活支援、奨学金制度の紹介による経済的支援を行うとともに、チューター制度の充実を図る。また、留学生数の増加に対応して借り上げ宿舎を増加し、留学生の宿舎として提供するとともに、留学生の日本語力強化などを図るため、日本語教育コースを設置する。
- ・障がいのある学生に対する支援を行うため、ソフト・ハード両面の取組を推進する。学生センターにおいて、障がい学生に対する支援組織として障がい学生支援センター（仮称）を整備し、障がい学生支援に関するオリエンテーションや各種相談に応じるとともに、ノートテイク・移動介助等の支援の充実、関係機関との連携を図りながら障がい学生支援体制の充実を図っていく。

2 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

① 地域社会への貢献

ア 教育面での貢献及び連携

(ア) 社会人に開かれた大学

- ・経済学研究科のサテライト教室（博士前期課程）において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを展開する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。また、森之宮サテライト教室及び中之島サテライト教室を活用し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。
- ・社会人学生が大半を占める看護学研究科を除き、大学院各研究科において社会人選抜を実施する。また、学部では人間社会学部において実施する。
- ・科目等履修生制度を活用し、自らに必要な科目のみ選択して履修を希望する社会人の受入れを推進する。
- ・公開講座について、総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて一元的に取り組む。大阪の産業活性化や文化の発展、保健医療福祉の充実等に結びつく特色ある講座を、より体系的に提供することとし、統一テーマによるシリーズ講座や授業公開講座、体験参加型講座など多様な講座や、大阪府との連携による講座を実施する。また、府民のニーズを把握した魅力ある講座とするため、アンケート調査を実施する。講座数については、46講座を目標とし、中之島のサテライト教室での講座開催や授業公開講座の拡充を図る。
また、府民と専門家が同じ目線でコミュニケーションする場を提供するため、サイエンスカフェを開催する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアムなどの大学間連携によって提供される公開講座にも、エクステンション・センターを中心に、教育展開専門委員会で協議・調整し積極的に参画する。

(イ) 高等学校等との連携

- ・高大連携講座の充実のために、大阪府教育委員会を通じた府立学校への開催案内の周知を徹底し、参加者の増加を図る。また、大学教員が高等学校に出向く出張講義について、高等学校の要望内容を吟味し、出張講義開講場所について弾力的な対応をとるなど、新たな展開も含め効果的な高大連携事業となるように取り組む。
- ・「大阪府立大学と大阪府教育委員会の連携に関する協定書」に基づき、大阪府立大学・大阪府教育委員会連携協議会において、高大連携による取組をさらに推進するとともに、高大連携推進委員会において、私立高等学校等との連携策（出張講義及び夏期集中講座）のより一層の充実を図る。
- ・府内の高等学校・小中学校教員等へのリフレッシュ教育を積極的に実施する。また、教員免許の免許状更新講習を実施する。

- ・社会人のリフレッシュ教育について、企業等との連携を図る。

工学研究科においては、(株) FUDAI との連携をはかり、中小企業の後継者育成を目的とした「ものつくり経営者養成特修塾」のカリキュラムの充実や講義に協力する。また平成 18 年度から始まった堺臨海企業連絡会との連携として、若手の人材の共同研究員および科目等履修生について、希望者があれば積極的に受け入れる。

生命環境科学研究科においては、地域社会や企業との連携を促進し社会人のリフレッシュ教育等に協力する。

経済学部においては、前年度に引き続き (株) F U D A I との連携をはかり、中小企業の後継者育成を目的とした「ものづくり経営者養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力する。また平成 21 年度に堺商工会議所と連携して実施した「経営塾」を参考に、中小企業経営者に対して経営指導を行うなどの次世代経営者育成支援策をさらに検討する。

人間社会学部においては、堺市と連携した公開講座等のプログラム開発を通じて、社会人教育に関する地域社会の要請に応える。また、社会福祉学科の教員を中心に大阪社会福祉研修センター（府社会福祉協議会）と連携し、社会福祉主事資格認定講習など社会福祉現場職員の研修を推進する。

看護学部においては、大阪府看護協会と連携し、府下病院の看護職を対象として最新知識の講義・研究指導、技術指導を実施する。

総合リハビリテーション学部においては、理学療法士協会、作業療法士協会、栄養士会等の関連職能団体の生涯学習研修会等への講師派遣や羽曳野市との連携による糖尿病予防リーダーの育成などにおいて協力する。また大阪府栄養士の管理栄養士国家試験受験の支援のためのメール配信を実施する。

- ・大学での研究成果の地域社会への還元やボランティア活動の授業への取り入れなどで、N P O との連携を図る。

イ 産学官連携の推進

○ プロジェクト研究等の推進

- ・20 年度及び 21 年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究の推進を図る。
- ・I T や環境、バイオなどの分野について、国プロジェクトに積極的に応募するとともに、デバイスやセンサーの開発など基盤研究の推進を図る。
- ・文部科学省の科学技術振興調整費を活用して「産学協同高度人材育成センター」および「ナノ科学・材料研究センター」において高度専門能力を備えた人材育成を行い、また「エコ・サイエンス研究所」および「資源循環工学研究所」において環境に関する教育・研究に取り組むなど、21 世紀科学研究機構を活用して部局横断型の自発的な研究グループの活動基盤を整備することに加え、社会ニーズを戦略的に判断してトップダウン型の研究を推進する。

○ リエゾン活動の推進

- ・産学官連携機構のリエゾンオフィスを一元的窓口として、民間企業等との技術相談、共同研究、受託研究等に取り組む。年間の共同研究件数 300 件及び受託研究件数 150 件を目指す。
- ・学内シーズ及び企業ニーズ調査によるデータベースを運用するとともに、ホームページや技術紹介フェアの開催による P R 活動を実施する。
- ・地域金融機関 12 社との協定により、共同で企業ニーズを把握し技術相談を推進することにより、共同研究や受託研究の増加を目指す。
- ・大阪府環境農林水産総合研究所、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との連携強化に取り組む。また、堺市をはじめ府内自治体との連携事業の実施により、地域課題の解決に貢献するなど自治体との連携を深める。
- ・学外の技術移転機関である大阪 T L O 等との連携を図り、知的財産のライセンシングの推進を図る。

○ 知的財産マネジメント活動

- ・知的財産の特許化、著作権化を推進し、特許出願件数 100 件、特許権取得件数累計 65 件を目指す。また、特許出願に際し、先願調査を強化し、特許登録及び実用化の精度向上と経費の節減を図る。
- ・知的財産や特許のデータベース化を進め、ホームページにより企業等への情報提供を行うとともに、ライセンシングの推進を図る。
- ・知的財産マネジメントオフィスにおいて、主に教職員を対象とした知的財産関連の説明会を年間 20 回程度実施する。

ウ 府政との連携

- ・21 世紀研究機構を府民・府政のシンクタンク機能を果たすための中核的組織として活用するため、府民に対して活動報告を公表・周知するとともに公開講座やシンポジウム等の開催に積極的に取り組む。また、大阪府施策に対応したプログラムに取り組む。
- ・大学院奨励特別研究費事業への積極的な応募を促進し、府の抱える政策課題に対応した学際的研究プロジェクトの提案に努める。また、府の関係部局との情報交換に努めるとともに、教員の府審議会等への協力など、府政への専門的な知識・経験の活用を進める。
- ・府審議会委員への就任等大学教員の府政への参画、府政経験者や府職員の非常勤講師としての活用など、人事面での連携を推進する。
- ・大阪府環境農林水産総合研究所、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との連携強化に取り組む。また、堺市をはじめ府内自治体との連携事業の実施により、地域課題の解決に貢献するなど自治体との連携を深める。

② 地域の大学との連携

- ・「大学コンソーシアム大阪」が設置する各種委員会に積極的に参加するとともに、コンソーシアムが実施する産業界との連携事業などにも取り組み、関西の経済界との交流、高校との交流、大学の教育・研究等に関して協力・連携強化を図る。
- また、教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に資するため、大阪市立大学、首都大学東京、関西大学、相愛大学、京都産業大学との間で教育・研究活動全般における交流及び連携を図る。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム」が設置する各種委員会に積極的に参画し、大学相互の連携を深める。また、平成 22 年 9 月に本学で開催予定の「全国大学コンソーシアム研究フォーラム」において全面的な運営協力をを行うなど、コンソーシアムが実施する公開講座や産業界との連携を強化していく。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・平成 21 年度に設置された「国際交流センター」において、大学としての組織的一元的な対応のもと、研究者交流や共同研究、学生の相互交流（単位互換）の推進など、交流内容の充実を図る。
- ・大阪府や府内自治体と海外姉妹・友好都市提携を結んでいる都市の大学に加え、アジア圏、英語圏に重点を置き、語学研修等を推進し、国際交流を深める。また、友好都市提携を結ぶ上海市政府主催の中国語研修に学生を派遣するとともに、上海万博の大坂館で本学の研究成果を展示発表する。
- ・日本学術振興会が実施する研究者招へい等の諸事業を活用し、優れた外国人研究者の受入れを積極的に行うとともに、短期使用のゲストルーム的な宿泊施設として、マンションを借り上げ、外国からの受入れ体制の充実に努めるなど、きめ細やかな受入れ体制を整える。また、新たに留学生用の宿舎（UR 住宅、元民間社員寮）を借り上げるなど一層の充実に努めるとともに、一元的かつ効率的な管理体制を整えることを目指す。
- ・「大阪府立大学在外研究員派遣」等により、若手研究者を中心に海外への派遣に積極的に取り組む。また、そのために海外派遣経費や代替教員の確保について支援する制度を導入する。
- ・工学研究科において JICA・JETRO などに研修生の受け入れを提案するための取り組みを進めるとともに、引き続き JICA と協力してベトナムハロン湾の環境保護および浄化のためのプロジェクトに取り組むなど、JICA プロジェクト等を通じた国際協力を実施する。
- ・海外の大学にとって魅力ある大学となるよう、大学院におけるセメスター制の活用を図る。
- ・(財) 大阪府大学学術振興基金から引き継いだ財産をもとに設立した「大阪府立大学基金」の運用益の一部を活用し、「国際交流センター」において、国際交流推進事業を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な大学運営に関する目標を達成するための措置

① 全学的な経営戦略の確立

- ・経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事を中心に、外部資金等の自己収入の拡充など自律的な収支構造への転換、財産基盤の安定化に向け、引き続き全学的視点にたった経営戦略を推進する。外部資金の間接経費について全学的な観点から効率的、効果的に活用するとともに、「大阪府立大学基金」を通じた寄附金の獲得強化など自己収入の増加を図る。

また、「大阪府立大学校友会」と連携して、卒業生をはじめステークホルダーとの親密な関係を築き、ホームカミングデーの実施など、大学関係者と一体となって大学運営を推進する。

- ・自律的な収支構造への転換をめざし、経営担当理事を中心に、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方策を企画する。

- ・教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長（学長）のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。

また、各教員への基盤研究費の配分にあたっても、理事長が全教員から研究計画を記した申請書の提出を求め、これに基づき配分する制度を継続する。

② 効果的・機動的な運営組織の構築

- ・理事の適切な事務分担及び理事長のリーダーシップのもと、役員会等において役員相互の緊密な連携をはかり、円滑な大学運営を推進する。
- ・部局長連絡会議を開催し、役員と部局長間の相互の意思疎通、運営方針の共有化を図り、円滑な大学運営に努める。

③ 学外の有識者・専門家の登用

- ・民間企業出身の経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事による民間のノウハウを大学運営に生かす。

④ 内部監査機能の充実

- ・大学における監査業務全般を統括する監査室において、監事の事務補助を行うとともに、内部監査等を実施する。
- ・監査業務に必要な知識・技術の習得を目的とする研修を、専門家の協力を得ながら実施する。

(2) 部局運営に関する目標を達成するための措置

- ・部局長裁量経費の導入などにより、各学部・研究科長等の人事・予算面での権限強化を図る。また、学部長等のリーダーシップのもと、各学部等の状況に応じて数名の執行体制を構築し、全学方針に基づく機動的な学部等の運営を行う。さらに、教授会の審議事項を精選し、効率的な学部等の運営を図る。

- ・機動的かつ全学的な視点に立った運営に取り組むため、全学的な教育研究組織の長は、それぞれの担当理事が兼ねることとする。
- ・学生委員会、就職委員会などの全学的な専門委員会を活用し、効率的な運営を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・教育研究組織のあり方（学部・学科等再編を含む）について、現在進めている大学改革の検討結果を次期中期目標・中期計画に反映する。
- ・兼任教員による科目提供の実施や、21世紀科学研究機構に所属する各研究所における部局の枠を越えた共同研究の実施など、組織間連携を充実させるとともに、教育研究の動向に応じた教員の所属組織間異動を柔軟に実施する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究など本来の業務に支障のない範囲で、必要に応じて教職員兼業規程の見直しなどの検討を行う。
- ・各学部・研究科等に所属する教員が産学官連携機構の実施するプロジェクト研究に採択された場合、先端科学イノベーションセンター研究室を利用できるようになるとともに、参画しやすい環境整備を各部局で行う。また、21世紀科学研究機構に所属する各研究所における学部・研究科の枠を越えた共同研究の実施など、組織間連携を充実させる。
- ・教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、引き続き裁量労働制を実施する。
- ・事務職員等の採用にあたっては、業務内容に応じて民間企業経験者や大学勤務経験者を活用することについて、引き続き検討し、成案が得られたものから実施する。また、職員研修（SD研修）やジョブ・ローテーションの実施により、職員の専門性や職務遂行能力を高め、本学の目標達成を目指す人材の育成確保に努める。SD研修については、国プロジェクトに採択された6大学の戦略的大学連携支援事業における「SD委員会」に参画するとともに、その取組を活用して研修機会の増加を図る。

(2) 業績評価制度の導入に関する目標を達成するための措置

- ・教員の業績評価については、教員業績評価方針に基づき、各部局の特色に配慮した実施方法を検討し、平成23年度からの導入を決定し、周知する。
- ・教職員表彰規程等に基づき、優秀な研究成果を挙げた教員に対して、表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。
- ・平成17年度に導入した事務職員の人事評価制度について、大阪府の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資するよう制度の運用を図る。

- ・事務職員については、平成 21 年度における大阪府立大学職員人事評価制度の評価結果を平成 22 年度の給与に反映させる。

教員の業績評価については、外部研究資金獲得および社会貢献活動の業績に応じた報奨金を給付するとともに、教員業績評価方針に基づき、各部局の特色に配慮した実施方法を検討し、平成 23 年度からの導入を決定し、周知する。

(3) 公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標を達成するための措置

- ・教員の採用は、原則として公募により実施するとともに、採用の公正を期すため、全学的な人事組織である人事委員会が採用、選考の事務を行う。また、選考・審査における研究能力等に関する基準の明文化・精密化について検討する。さらに、多様な人材を確保するため、新たに保育室を整備する。
- ・助教及び助手の採用にあたっては、任期付任用とする。また、産学官連携機構及び 21 世紀科学研究機構におけるプロジェクト研究に必要な教員についても、必要に応じて任期付任用とする。
- ・教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、教授・准教授・講師及び助教を、年俸制、任期付として特別教授・特別准教授・特別講師及び特別助教と称する制度を引き続き実施する。

また、文部科学省科学技術振興調整費「地域の大学からナノ科学・材料人材育成拠点」によるテニュア・トラック教員をテニュア・ポスト教員として任用する上で必要な学内規程の検討、整備を図る。

(4) 教員組織の計画的なスリム化等に関する目標を達成するための措置

- ・計画的・段階的に教員組織のスリム化を図る。(平成 21 年度計画数に比して概ね 15 名（法人化前に比して概ね 80 名）を削減する。)

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化により、引き続き効率的な事務執行体制の確立に努めるとともに、WEB 学生サービスセンターによるワンストップ・サービスの実施などにより、学生サービスの向上に努める。また、平成 23 年度共用開始予定の次世代情報システムの構築に向けた準備を進める。
- ・分離キャンパス体制で一元的に処理することが適当な業務については、中百舌鳥キャンパス（法人本部）に集約化し、事務の効率化を図る。
- ・給与支給事務など内部管理事務における定型的業務について、アウトソーシングによる事務の効率化を進めるとともに、総合調整機能の充実、国際交流の強化、入試制度の改善など、諸課題に対応するため、企画立案業務や専門的業務への人的配置の重点化を図る。
- ・学生サービス業務などの充実を効率的に図るため、契約職員等の活用を図る。
- ・非常勤職員の専門性や事務処理能力を高めるため、特に専門性が必要な業務における人材確保の観点から、雇用形態の検討を行う。
- ・業務の必要に応じて非常勤職員の機動的な人員配置を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・各教職員が各種の外部研究資金を獲得できるよう、学内ホームページやメールなどにより、募集情報の周知を図るとともに、産学官連携機構において、学内シーズ及び企業ニーズのデータベースを運用する。また、リエゾンオフィスを通じたマッチング活動を推進するとともに、管理法人方式による受託研究にも取り組む。外部研究資金の獲得額は、法人化前に比して30%以上の増加を目指す。
- ・外部研究資金の受入れに際し間接経費を徴収し、この内産学官連携活動に必要な経費を産学官連携費として、知的財産管理や産学官連携経費に充当するとともに、産学官連携費を活用した教員のインセンティブ保持方策の実施により、外部研究資金獲得の強化に努める。
- ・既存特許の再評価や特許出願の質の強化、産学官共同プロジェクト研究の推進などを通じ、ロイヤリティ収入の増加を目指す。
- ・外部の研究会議や国際会議の開催など、施設の有効利用を図るとともに、外部利用の対象施設や利用条件等について整理する。また、なんば、森ノ宮および中之島に設置したサテライト教室において、社会人の院生を対象とした講義や公開講座を実施する。
- ・適正な受益者負担などの観点から、引き続き学生納付金について検討を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・教員人件費については、法人化当初に比して8%の削減をすでに達成しており、引き続き、計画的・段階的な教員組織のスリム化を図る。
- ・事務職員等の人件費及び管理的経費（新規事業分を除く）については、平成20年度において法人化当初に比して5%の削減を達成したところであり、引き続き以下の取組を推進する。
 - 人材派遣サービス等の活用を図る。
 - 財務会計、人事給与事務などのシステムの次期リプレイスに向け、発生源入力、電子決裁化やペーパーレス化について検討する。
 - より効果的で効率的な業務体制とするため、給与計算事務や施設管理業務の一部のアウトソーシング化や定型的な業務に人材派遣サービスの活用を図る。
 - キャンパス共通の事務用品などについて、共通単価契約による購入品目の精査・見直しを継続するとともに、共通物品（事務消耗品）の在庫管理のあり方について、引き続き検討する。
また、コスト削減の観点から、委託業務の一括契約や複数年契約の拡大について、今後とも引き続き検討する。
 - 会議室の共同利用（21年10月末開始）および大型機器の共同利用（21年9月末開始）について、適正な運用を促進する。

○引き続き、省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定や毎月のエネルギー使用量等データの公表などにより全学的な取組みを促進する。また、改正省エネ法に基づくエネルギー管理標準の見直しを通じ、学内の省エネ推進体制の強化に努めるとともに、学内の改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の運用計画を策定し、コスト管理、分析を行う。
- ・固定資産については、引き続き適切な維持管理を行うとともに、外部利用にあたっては、これまでに見直した利用料金の適正な運用を図る。
- ・支払準備金を除いた余裕資金について、「府立大学における余裕金の運用に関する基本方針」に基づき、地方独立行政法人法第43条に規定する有価証券等で運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・部局及び全学の自己点検・評価は、「大阪府立大学自己点検・評価実施要領」において、3年毎に実施することとなっており、本年度に平成20～22年の3年間の自己点検・評価を実施する。
- ・本年度に実施する自己点検・評価及び本年度に検討する教員業績評価において、社会貢献や管理運営など多面的な評価を実施する。
- ・平成21年度に受けた認証評価の結果を活用し、教育・研究の質の向上に活かしていく。
- ・平成21年度に受けた認証評価の結果を基に、改善課題を明確にし、改善計画を策定し改善を図る。
- ・平成21年度に作成した認証評価自己評価書及び評価結果報告をホームページで公表し、学生や府民等から多様な意見を聴取する。

また、平成22年度に実施する自己点検・評価の結果をホームページに掲載し、学内外に公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・大阪府府政情報センターとの連携のもと、法人文書等の情報公開を推進する。また、全学組織として情報公開審査委員会において、適切な情報公開を推進する。
- ・広報活動を戦略的に行うため、一層の体制強化とともに、本学の改革について学内外に強くアピールするための効果的な手段、方策を検討のうえ実施する。また、報道機関との連携や広報媒体の充実を通じて、教育・研究・社会貢献活動情報を積極的に発信する。

- ・ホームページ、刊行物、マスコミ等を通じて、大学情報を広く公開・公表するとともに、よりわかりやすく親しみのもてる情報発信に努める。
- ホームページについては、23年度のリニューアルに向けて作業を行なうとともに、広報誌「O P U」及び各学部広報誌についても内容を精査、本学の魅力や存在感を効果的にアピールし知名度の向上に努める。
- ・次世代情報システムの構築の中で、蓄積された学内情報を集約管理できる大学基本情報データベースを利用して、学内での情報の共有及び学外への情報発信の手法を検討し、実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○ 総合的なキャンパスプランに基づく学舎整備

- ・中百舌鳥キャンパスにおける今後の学舎整備を進め、安全・安心な教育・研究環境の確保を図るためキャンパスプランの見直しを行う。

○ 整備に係る諸課題への対応

- ・平成21年10月末に開始した会議室の共同利用について、適正な運用を促進する。
- ・平成21年9月末に開始した大型機器の共同利用について、適正な運用を促進する。
- ・学舎整備にあたっては、効果的・効率的な手法により整備を実施する。
- ・学舎整備に際しては、民間活力を最大限活用しながら、コスト削減と資金需要の平準化を図る。
- ・引き続き、省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定や毎月のエネルギー使用量等データの公表などにより全学的な取組みを促進する。また、改正省エネ法に基づくエネルギー管理標準の見直しを通じ、学内の省エネ推進体制の強化に努めるとともに、学内の改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮する。

○ 施設等の機能保全・維持管理

- ・主要な学舎から施設資料の整備に着手し、屋内外環境や施設設備の適切な機能保全・維持管理体制の整備を進める。また、施設の適切な使用や保守点検等の情報について学内関係者に対する啓発活動に努める。
- ・屋内外環境の実状について点検・評価を行うとともに、主要な学舎から施設資料の整備に着手し、緊急性・安全性等の観点から施設設備の機能保全・維持管理を行う。

2 安全衛生管理等に関する目標を達成するための措置

- ・安全衛生協議会が中心となり、各キャンパスの安全衛生委員会と連携を図りつつ、全学的な安全衛生管理を推進する。
- ・安全衛生管理の観点から事故の未然防止のため、安全衛生週間などの機会を捉え、定期的に教職員・学生を対象とした学内研修を実施するとともに、計画的な安全衛生管理を進める。

- ・実験室等の安全点検については、衛生管理者による職場巡視を実施するともに、「安全衛生管理チェックシート」（平成 18 年度作成）の活用など、教職員による自主点検活動を促進する。
- 薬物及び劇物等の化学薬品の管理については、「化学物質安全管理支援システム」の適切な運用に努める。
- ・取扱いにあたって特に注意すべき機械・器具については、関係部局の作業マニュアルに基づき、適正な安全管理措置がなされるよう、引き続き、啓発活動に取り組む。危険物の取扱いについては、引き続き、管理体制の問題点の整理・検討を行うとともに啓発活動に取り組む。
- ・総務課において、危機管理対応指針並びに実施要領に基づき、関連機関との連携強化、学内の緊急連絡体制の整備など、全学的な危機管理体制を構築する。
- ・生命科学研究における安全管理、とりわけ動物実験・病原体等に係る安全管理について、「公立大学法人大阪府立大学動物実験規程」（平成 20 年 9 月制定）に基づき全学的な委員会組織として設置した「動物実験委員会」や、「バイオリスク管理委員会」を通じて、引き続き全学的な対応を図る。

3 人権に関する目標を達成するための措置

- ・全教職員に対し、定期的に人権に関する研修を実施する。
- ・平成 18 年度に策定したハラスメント防止対策ガイドラインの適切な運用を図る。
- ・大阪府個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護総括者を置き、個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、個人情報の管理状況について監査を実施する。
- ・生命科学や保健医療科学分野における研究倫理について、「公立大学法人大阪府立大学の学術研究にかかる行動規範」（平成 19 年 8 月決定）において全学的な規定を定めるとともに、各学部・研究科に設置した倫理委員会において引き続き対応する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 32 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
<ul style="list-style-type: none">・総合教育研究機構棟新築整備・三大学統合に伴う緊急整備・工学部物質系棟移転関連整備・生命環境科学研究科棟新築整備・特別高圧変電施設新築整備・女子大移転関連整備・A14棟改修工事・生命環境科学研究科棟移転関連整備・小規模改修	総額 1, 472	施設整備費補助金（1,388） 運営費交付金（84）

2 人事に関する計画

教育研究活動の活性化に資する適正な人事制度の運用を図るとともに、質の高い教育研究機能を保持しつつ、教員配置計画の実現の前倒しに努めるなど、教員組織のスリム化に努める。

また、教育研究支援の向上に資する観点からの事務の効率化・簡素化に取り組み、事務職員等の適正配置に努める。

＜参考＞（常勤教職員数）982人（役員を除く）

別紙

予算（人件費の見積りを含む）

平成22年度 予算		(単位：百万円)
区分	金額	
収入		
運営費交付金	10,700	
施設整備費補助金	1,388	
補助金等収入	424	
自己収入	5,302	
授業料及び入学金検定料収入	5,060	
財産処分収入	0	
雑収入	242	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等 目的積立金取崩	1,344	
	767	
計	19,925	
支出		
業務費	16,686	
教育研究経費	13,911	
一般管理費	2,775	
施設整備費	1,471	
補助金等	424	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,344	
計	19,925	

[人件費の見積り]

総額 9,847百万円を支出する。（退職手当は除く。）

収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	18,370
業務費	16,836
教育研究経費	5,190
受託研究費等	764
役員人件費	216
教員人件費	8,446
職員人件費	2,220
一般管理費	709
財務費用	255
雑損	0
減価償却費	570
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	18,139
運営費交付金	10,700
授業料収益	3,652
入学金収益	713
検定料収益	287
受託研究等収益	764
補助金等収益	423
寄附金収益	151
施設費収益	267
財務収益	0
雑益	612
資産見返運営費交付金等戻入	77
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	176
資産見返物品受贈額戻入	316
臨時利益	0
純利益	△231
目的積立金取崩益	231
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託研究収益及び共同研究収益を含む。

資金計画

平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	21,978
業務活動による支出	17,387
投資活動による支出	2,392
財務活動による支出	146
翌年度への繰越金	2,053
資金収入	21,978
業務活動による収入	17,771
運営費交付金による収入	10,700
授業料及び入学金検定料による収入	5,060
受託研究等収入	764
補助金等収入	424
寄附金収入	210
その他の収入	613
投資活動による収入	1,387
施設費による収入	1,387
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,820

別表（学生収容定員）

(単位：人)

	大阪府立大学	旧 大 学 (公立大学法人大阪府立大学定款附則第2項の規定により設置した大学)							
		大阪府立大学			大阪女子大学		大阪府立看護大学		大阪府立看護大学 医療技術短期大学部
平成 22 年度	工学部	1,740							
	生命環境 科学部	740							
	理学部	500							
	経済学部	1,000							
	人間社会 学 部	820							
	看護学部	484							
	総合リハビリ テーション学部	305							
	工学研究科	540	前期 342						
			後期 198						
	生命環境 科学研究科	258	前期 140						
			後期 66						
			博士 52						
	理学系 研究科	136	前期 100						
			後期 36						
	経済学 研究科	114	前期 90						
			後期 24						
	人間社会学 研究科	110	前期 80						
			後期 30						
	看護学 研究科	67	前期 52						
			後期 15						
	総合リハビリ テーション学 研究科	40	前期 30						
			後期 10						

※「前期」は「博士前期課程」、「後期」は「博士後期課程」、「博士」は「博士課程」の略。

※ 研究科の博士前期課程等の定員数は、内数。